

**みつはし社会保険労務士事務所**  
社会保険労務士 三橋 知香枝  
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11  
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054  
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo  
<http://setagaya-sr.main.jp/>

## 今月のテーマ

- 介護休暇の時間単位での取得
- 長時間労働に関して異例の判例
- 雇用保険料 21年度まで軽減

## 介護休暇の時間単位での取得

厚生労働省は、介護が必要な親などの世話をするための介護休暇を時間単位で取得できるようにする制度改正の議論を始めました。

現行の介護休暇制度は、要介護状態の家族 1 人につき年 5 日まで取得できますが、「1 日」か「半日」単位で取る必要があり、時間単位での取得は認められていません。しかしながら、認知症の家族への突発的な対応や、ケアマネジャーとのやりとりなどは短時間で済む場合も多く、時間単位での介護休暇の取得のニーズが高まっています。

労働者側は「介護のため日中に仕事を抜けざるを得ない場合がある」と訴えています。経営者側は「数時間のための人手を確保するのは難しい。労務管理のシステム改修にコストもかかる」と主張し、慎重な姿勢を示しています。

## 長時間労働に関して異例の判例

長崎県の製麺会社の元従業員が、長時間労働の未払い賃金や慰謝料を会社に求めた訴訟において、長崎地裁大村支部が、具体的に病気を発症していないにも関わらず、慰謝料 30 万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

判決によると、元従業員の男性は 2012 年 6 月頃から 2017 年 6 月までミキサーに小麦粉を入れる業務などに従事していましたが、2015 年 6 月からの 2 年間は時間外労働が月 90 時間以上で、160 時間を超えた月もありました。

宮川広臣裁判官は、長時間労働が原因の体調不良はなくとも「労働状況を改善せず、心身に不調をきたす危険がある長時間労働をさせて人格的利益を侵害した」と判断し、未払い残業代など 289 万円や、違法の程度が大きい場合に科す「付加金」157 万円に加え、慰謝料の支払いを命じました。

これに対し、会社側は控訴する方針を示しております。

## 雇用保険料 21 年度まで軽減

増税で負担が増えている個人や企業のさらなる負担増を避けるため、厚生労働省は、本年度までの特例措置として実施している雇用保険料率の軽減を 2021 年度まで延長する方向で調整に入りました。

雇用保険は、失業者が減って積立金に余裕が出たことから 17 年に法改正され、17 年から 19 年度の 3 年間に限って保険料率の軽減され、本来であれば労使合わせて賃金の 0.8% のところを特例で 0.6% に押さえられています。

20 年度から本来の水準に戻すはずでしたが、政府は増税の影響に配慮し、特例措置の延長を検討しています。

19 年度の雇用保険の積立金は約 4 兆円。雇用情勢は良好ですが、保険料の軽減で積立金は減少しており、また、給付額の引き上げなどにより育児休業給付の支給が急増し、18 年度の支給総額は約 5312 億円と、13 年度の倍近くになっています。このため厚労省は、延長は 2 年が限界とみえています。